

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「修了したもの」の次に「(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員として業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。